

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年5月25日（平成27年（行情）諮問第319号）

答申日：平成28年8月4日（平成28年度（行情）答申第257号）

事件名：特定所在地特定業種に係る事業場基本情報の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「事業場基本情報（特定労働基準監督署管轄分のうち、商業で特定地域に所在地があるもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年12月17日付け宮労発基1217第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書、補充意見書及び補充意見書（2）の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

過去に事業場基本情報を開示請求したとき（別紙1）（添付省略）と開示部分が異なるため、不開示部分全体について、本省にて不開示の情報に該当するのか、再度検討いただきたい。

なお、別紙1については、不服申立てをしていないので、不開示にならない部分も不開示として処分されている可能性もある。

##### （2）意見書

ア 審査請求人は、特定労働基準監督署に特定事業場の特定市内の店（事業所）から届けられた、時間外労働 休日労働に関する協定届とそれに添付されている文書全て 直近の文書分の開示請求を行い

事業の種類 特定業種

事業の名称 特定事業 特定支店

事業の所在地 特定住所

と記載され、受理印の日付が26. 1. 28となった文書（意見書4頁目、以下「文書1」という。）（添付省略）が開示された。

イ 審査請求人は、特定年月に、特定労働基準監督署から特定事業場の

特定市内の店に出された行政指導文書（是正勧告書・指導票及び添付書類全て）。（別添の行政文書特定用資料1，2参照）（添付省略）の開示請求を行い

事業の名称 特定事業場名

事業場の名称 特定事業場名特定支店

特定労働基準監督署 特定労働基準監督官 A

と記載された，特定年月日付けの是正勧告書（控）（意見書5頁目，以下「文書2」という。）（添付省略）と指導票（控）が開示された。

ウ 審査請求人は，東京労働局に，別紙（添付省略）の特定事業場の東京都内35事業場に関して，事業場基本情報（電子計算機－システム－の情報）に入力されている情報の開示請求を行い

業種 特定番号 特定業種として2枚（意見書6～7頁目）（添付省略）

業種 特定番号 特定業種（意見書8頁目）（添付省略）として1枚，合計3枚の文書が開示された。

なお，東京労働局によれば，管轄している労働基準監督署単位での開示請求が必要であるとのことで，届出件数の一番多い特定署管内7事業場分に補正して3枚のみが開示された。

（過去に司法事件一覧表（国内の各労働基準監督署より送検・送致された事件が全て電子計算機に入力されている。）を本省に開示請求したら本省で受け付けられた。決して，各都道府県労働局，あるいはさらに各労働基準監督署単位の開示請求は必要とならなかったが。）

また，不開示部分について，特定年月日付けで不服申立てを行ったが，

3. 審査請求に係る処分があったことを知った日

特定年月日 （行政文書開示決定通知書受理日）

特定年月日 （開示文書受理日）

と記載したところ，不服申立ての期間は，行政文書開示決定通知書受理日から起算するとのことで却下された。

開示された文書を見ないとどこが開示か，開示決定通知書を読んだだけではわからない（もうしばらくすると，行政不服審査法が改正施行されるようなので，期間については良いが）。

エ 事業場基本情報には，事業場名（以下「A欄」という。），所在地（以下「B欄」という。），業種（以下「C欄」という。），最新監督年月日（以下「D欄」という。），時間外 休日労働に関する協定届 届出年月日（以下「E欄」という。）の入力欄がある。

不服申立人としては，文書1よりA欄，B欄，E欄が，文書2より

A欄，D欄が，文書3よりC欄がわかる。開示方法を組み合わせることにより，本事件において，不開示とされたA欄とB欄の一部は知ることができるので，開示される情報に相当すると思われる。

オ 最近，内閣総理大臣が「是正を指導した段階で公表する必要があると考えています。具体的な方法等については，厚生労働大臣の下で検討することとしております。」と国会で答弁をしている（第十三部予算委員会会議録第十三号 平成二十七年三月二十七日 参議院）が，是正を指導した段階で公表するとなれば（反対する勢力によるリップサービス，国会劇場での単なる答弁に過ぎないような状況になる場合もあるので，どこまで公表されるか，大きな期待をして良いのかは最後の最後まで不明ではある。），文書2より広範囲で開示され，そこから得られる情報よりA欄，D欄も開示される情報となる。（本事件の諮問庁の職員は，検討を始めていると思う。）

厚生労働大臣，労働基準局長あるいは監督課長がどうして内閣総理大臣からの指示待ちなのか。何か自らが進んでできないという，縛りでもあるのか。

内閣総理大臣は，「具体的な方法等を検討する。」と述べている。公表するために法律を改正しなくてもできるということであろう。公表する範囲は，厚生労働大臣，労働基準局長あるいは監督課長の裁量，権限でどうにでもなると思われる。全て公表すれば良いと思う。

内閣府からの書類が送られてくる封筒の裏に，内閣府本府職員の行動指針が書かれており読んだ。内閣府本府職員に行動して貰わないと，という期待と，労働基準法が施行（1947年）とされてからもう68年経過しているが，これまでは公表されていない。

厚生労働大臣，労働基準局長あるいは監督課長では全くだめなことなのか，と言う憂慮（仮にこの幹部職員が公表に肯定的でも，内部にはどこからかの強い抵抗・圧力が来ているのであろうかという。）がある。（もっと単純なことかもしれない，例えば公表する基準の作成作業が面倒であるからしていなかった，とか）

カ 本件で開示された事業場基本情報でC欄が特定業種と入力されている文書を見ると，D欄が特定年月日，E欄が特定年月日の文書が，文書1，2の事業場の事業場基本情報に一番近いが，文書1，2の日付と合わない。

文書3から考えると，業種が特定業種と入力されていない可能性もあり，また事業場自体が事業場基本情報に登録されていない可能性もある。

キ 審査請求人は，時間外労働 休日労働に関する協定届の一覧表（台帳）の開示請求も行って見たが，その様な情報（文書）はないとのこ

とであった（開示請求は取り下げた）。そうすると、文書1はどのように特定して見つけたのか。

事業場基本情報の届出年月日を閲覧し文書1を見つけるのが一番早い方法だと思うが、仮に事業場自体が事業場基本情報に登録されていないとすると、文書1は、全ての時間外労働 休日労働に関する協定届を最初から1枚ごと見て探し出したのか。大変な作業が必要となる。あるいは、事業所にいつ届け出たか、と問い合わせる方法もある。

ク 審査請求人は、9年前の行政文書開示決定通知書を探し出した（意見書9頁目）（添付省略）、開示された文書（意見書10頁目）（添付省略）にはA欄からE欄まで合わせて開示されている。

9年前にも同じことを考えていた。この時は、ここまでで以後の作業（新たな開示請求と不服申立て）を停止している。

特定年になり、特定年の開示請求の裁決が送られてきたので作業を再開したものである（意見書11頁目）（添付省略）。

### （3）補充意見書

審査請求人は、宮城労働局に監督復命書整理簿の開示請求も行っていった。

不開示部分については、不服申立てを行ったが、申立ての期間を過ぎていたので却下されている。

開示された文書（4頁目）のNo. 544を見ると、

監督等年月日	特定年月日
業種	特定業種
監督官氏名	特定労働基準監督官 A

と入力されている。

また、開示された文書（未提出）のNo. 807を見ると、

監督等年月日	特定年月日
業種	特定業種
監督官氏名	特定労働基準監督官 B 特定労働基準監督官 A

と入力されている。

いずれも業種の欄には特定業種として入力されているため、労働基準監督署において文書2の事業場の業種は特定業種と認識しており、事業場基本情報においても特定業種として入力されているのではないかと推測できる、ということに記載するのを忘れていた。

また、文書2の事業所は、従業員1000人以上、本社が東京、労働組合ありとの情報（正しいかは不明であるが）があるので、事業場基本情報のうちどの文書が該当するかは特定はできるのではないかと推測できる。

宮城県仙台市青葉区中央3で特定業種を調べると、

1. 特定事業所 特定料金

- 住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地特定ビル特定階
2. 特定事業所 特定料金  
住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地特定ビル特定階
  3. 特定事業所  
住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地
  4. 特定事業所 特定料金  
住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地特定ビル特定階
  5. 特定事業所 特定料金  
住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地特定ビル特定階
  6. 特定事業所 特定料金  
住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地特定ビル特定階
  7. 特定事業所 特定料金  
住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地特定ビル特定階
  8. 特定事業所 特定料金  
住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地特定ビル特定階
  9. 特定事業所 特定料金  
住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地特定ビル特定階
  10. 特定事業所 特定料金  
住所：宮城県仙台市青葉区中央3 特定番地特定ビル特定階

10件がインターネット上でリストされたが、特定業種は保健所に届出が必要とのことであるからより正確な情報は保健所の一覧表を入手したほうがよいと思える。

以下は、インターネット上の記事より

#### 保健所

（各自治体への登録）・開設に関する届出の申請

法律上、特定の業を行うために設けられた施設のことを「特定所」といいます。一般的には特定施設などと呼んでいます。なお、特定の人を対象とする、官庁・会社・工場・学校等のいわゆる福利施設としての病院についても、そこで行うサービスの有料・無料を問わず、特定所の開設届が必要です。

#### 《開設届の記載事項》

特定所を開設しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければなりません。

特定所の名称及び所在地

#### 《提出先》

その特定所の所在地の都道府県知事に提出します。ただし、保健所を設置している市については市長に、東京都の場合は特別区の区長に提出します。

開業後、確認証はお客様から見える位置に提示しなければいけません。

保健所の対応は地域によってさまざまですね。

私（東京）の場合立入りは開業時とリニューアル時以外では数年に1度ほどで消毒見消毒の分別容器と消毒剤の確認程度ですね。

以上

また、事業場基本情報については、不服申立てを行っていた。

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：特定年月日（特定諮問番号）

答申日：答申年月日（特定答申番号）

事件名：特定事件名

まだ、情報が少なすぎるので、これからは、開示の請求方法をいろいろ変えて、例えば場所をもっと狭めた場合（事業場名は特定しないで、所在地のみ特定して、宮城県仙台市青葉区中央3特定番地特定ビル特定階の事業場基本情報全てとか）、時間外労働及び休日労働に関する協定届の提出してある事業場のみ限定して、事業場基本情報を開示請求した場合（別途、時間外労働及び休日労働に関する協定届の開示請求を行い、開示されている事業場の名称、所在地、届出文書受理日などと突き合わせ作業を行う。）等を行い、通知書や答申、採決の内容がどのような結果になるかを調査してみたい。

#### （4）補充意見書（2）

審査請求人は、新たに開示された文書（補充意見書2頁目、3頁目）（以下「文書2-1」という。）（添付省略）を基に、補充意見書（2）を作成したので提出する。

今回、東京労働局に事業所の所在地のみを指定し事業場基本情報の開示請求を行った。

所在地としては、特定ショッピングセンター公式サイトに特定フロアのショップガイド（補充意見書4頁目）（添付省略）があったので、「事業場基本情報 特定労働基準監督署管轄分のうち所在地が特定住所特定ショッピングセンター特定フロアのもの全て」である。

ショップガイドには7の事業所が表示されていたが、文書2-1の2枚が開示された。

補充意見書2頁目の所在地の欄は、特定住所特定ショッピングセンター特定フロア特定階と記載されている。また、3頁目の所在地の欄は、特定住所特定ショッピングセンター特定フロアと記入されている。

これより、意見書の7頁目の事業場基本情報は、事業場キーの欄、労働保険番号の欄、総務の欄以外は、開示しても問題は生じないと考える。

なお、文書2-1全体について不服申立てを行っており、補充意見書

3 頁目については、後日、審査会に諮問された際、検討したいと思う。

5 頁目（添付省略）は、マタハラ事業者初公表の記事であるが、「1999年に事業所公表制度が始まって以来初の公表。」と報道されており、16年を要している。

行政指導先の企業名の公表については、「強い国民の声」が的確に届くよう請願する予定である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項を法5条6号から同号柱書き及びイに改めた上で、法5条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 2 理由

##### (1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求に基づき、宮城労働局監督課において、「局 宮城、署 A（以下「A署」という。）、所在地 宮城県特定市特定区特定町 業種 商業」を条件に設定し、事業場基本情報の検索を行ったところ、合計114事業場の情報が抽出されたので、これを本件対象行政文書として特定した。

##### (2) 事業場基本情報について

事業場基本情報は、監督・安全衛生等業務全体の効率化を図ることを目的に、業務で把握した事業場に係る基本的な情報をシステム管理しているものであり、①基本情報、②事業場情報、③管理状況、④委託者及び⑤参考事項で構成される。

##### (3) 原処分における不開示部分について

原処分においては、①のうち労働保険番号、事業場名、所在地の一部（郵便番号及び番地以下）、代表者職氏名及び電話番号（FAX番号を含む。以下同じ。）、②のうち本社所在地及び主要業務・製品名、及び⑤を不開示としている。

##### (4) 不開示情報該当性について

###### ア 法5条2号イの該当性について

事業場基本情報には、監督・安全衛生等業務において把握した事業場の情報が管理されている。

上記(3)で不開示とした部分については、事業場が特定される情報が記載されており、事業場情報や監督指導の有無等が既に開示されているところ、これらが公にされた場合には、当該特定事業場と競争上の地位にある他の事業場等に、特定事業場の具体的な労務管理状況や有害業務の有無、保有する機械設備の種類あるいはA署が

行った司法送致の有無，災害発生状況，業務委託状況などを知られることとなり，当該特定事業場の経営上の利点や弱点を把握されることにより，信用の低下を招いたり，今後の人材の獲得の上で対抗的ないし妨害的な行動をとられるなど，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法5条2号イの不開示情報に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条4号並びに6号柱書き及びイの該当性について

上記（3）で不開示とした部分については，臨検監督や安全衛生指導あるいは司法捜査や災害調査等のほか，あらゆる監督・安全衛生等業務において，事業場が労働基準監督機関との信頼関係を前提として，誠実に明らかにした当該事業場の実態に関する情報であり，これらが公にされた場合には，上記アのとおり，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることとなり，当該事業場と労働基準監督機関との信頼関係が失われるに留まらず，事業場全体が労働基準監督機関に対する信頼を低下させ，情報提供に非協力的となり，また指導に対する自主的改善意欲を低下させ，さらには法令違反の隠蔽を図るようになることなども考えられる。

よって，これらを公にすることにより，検査，取締り事務という性格をもつ監督・安全衛生等業務において，正確な事実の把握若しくは違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれ若しくは当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法5条4号並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(5) 請求者の主張について

請求者は，審査請求の理由として，審査請求書の中で，「過去に事業場基本情報を開示請求した時と開示部分が異なる」等を主張しているが，当該開示がどのような請求に基づき決定されたものか明らかではないが，不開示情報該当性は，事業場を特定して開示請求がなされる等，請求の内容を含む事情の変更に伴って変化するものであり，開示請求があった都度判断しなければならないところ，原処分における不開示情報該当性については，上記（4）で示したとおりであるため，請求者の主張は認められない。

3 結論

以上のとおり，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 審議
- ④ 同月26日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年7月13日 審査請求人から補充意見書を收受
- ⑥ 同年11月25日 審査請求人から補充意見書(2)を收受
- ⑦ 平成28年7月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象文書の見分及び審議
- ⑧ 同年8月2日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「事業場基本情報（特定労働基準監督署管轄分のうち、商業で特定地域に所在地があるもの）」であり、処分庁は、法5条2号イ、4号及び6号に該当するとして、当該文書の一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、法5条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに該当し、不開示とすることが妥当であるとしている。

このため、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

- (1) 「労働保険番号」、「事業場名」、「所在地の一部（郵便番号及び番地以下）」、「代表者職氏名」及び「電話番号」の各欄の不開示部分

当該部分には、事業場が特定される情報が記載されており、事業場情報や監督指導の有無等が原処分で開示されているところ、これらが公にされた場合には、当該特定事業場と競争上の地位にある他の事業場等に、特定事業場の具体的な労務管理状況や有害業務の有無、A署が行った司法送致の有無、災害発生状況などを知られることとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2) 「本社所在地」、「主要業務・製品名」及び「参考事項」の各欄の不開示部分

当該部分には、本社所在地、具体的な業務内容、店舗名及び親会社の

名称等が記載されており，これらが公にされた場合には，事業場の関係者等に当該事業場が特定される可能性がある認められる。

したがって，上記（１）と同様の理由により，当該部分は，法５条２号イに該当し，同条４号並びに６号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条２号イ，４号及び６号に該当するとして不開示とした決定について，諮問庁が，不開示とされた部分は同条２号イ，４号並びに６号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしていることについては，不開示とされた部分は，同条２号イに該当すると認められるので，同条４号並びに６号柱書き及びイについて判断するまでもなく，妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子